

「雲南らしい新しい学びの場」
実装支援事業 仕様書

令和 8 年 1 0 月

雲南市政策企画部政策推進課

1. 業務の概要

1-1 業務名

「雲南らしい新しい学びの場」実装支援事業業務

1-2 業務の背景・目的及び業務コンセプト

雲南市では、地域を学びの場と捉え、世代や立場を越えて学び合い、育ち合い、その学びを地域での実践につなげていく「共育環境」の創出を進めている。

「えすこユニバーシティ（仮称）」は、雲南市全体を学びのフィールドと捉え、こども・若者・大人が、地域や企業など多様な主体と関わりながら、暮らし・仕事・地域活動等を通じて学び合い、その学びを次の実践へつないでいく「共育環境」の総体として位置づけるものである。

その実現に向けては、市が継続的に講座等を提供するのではなく、市内の様々な主体が、それぞれの場所や活動を生かして学びの場を生み出し、そこから新たな学びや関わりが生まれ、さらに別の場所へ広がっていく環境を形成することが重要である。

本業務では、このような「学びが生まれ、ひらかれ、つながり、次の実践へ循環していくまち」の実現に向け、これまで十分にアプローチできていない現役世代を主な対象として、雲南における学びの場づくりを実証する。

実証を通じて、現役世代が地域の人・企業・活動等と出会い、地域を知り、対話し、体験し、実践するために有効な方法を検証するとともに、学びの場が継続的に生まれ、つながり、広がっていくために必要な機能や主体間の関わり方等を整理し、令和 9 年度以降の展開につなげることを目的とする。

(2) 業務コンセプト

受託者は、以下の考え方を踏まえた提案を行うこと。

ア 雲南市全体を「学びのフィールド」とすること。

イ 「雲南らしさ」を学びの基盤とすること。

ウ 教える・教えられる関係ではなく、互いに育ち合う「共育」を実現すること。

エ 学びを企業活動や地域活動へつなげること。

オ 学びをデジタルアーカイブとして蓄積・継承すること。

カ 将来的な自走・発展を見据えた持続可能な運営モデルとすること。

1-3 事業の基本的な考え方・想定する対象者

「えすこユニバーシティ」とは、雲南市全体を学びのフィールドと捉え、こども・若者・大人が、地域や企業など多様な主体と関わりながら、暮らし・仕事・地域活動等を通じて、

世代や立場を越えて学び合い、育ち合い、その学びを次の実践へつないでいく「共育環境」の総体をいう。

「みんなの共育環境の創出」を中心としながら、「暮らす」「育む」「創る」の各シンボルプロジェクト等で生まれる学びや、それらを越えて交わる学びをつなぐ概念として位置づける。

学びは、単に知識を得ることにとどまらず、「学びが生まれ、ひらかれ、つながり、次の実践へ循環していくまち」をめざし、地域との関わりを深めていくものとする。

したがって、本業務においては、従来型の講座・セミナーの開催のみならず、既存の地域活動、企業活動、地域の人との出会い、現地訪問、体験活動等を「学びの場」として捉え直し、多様な学びの機会を試行するものとする。

受託者には、雲南市が示す基本的な方向性を踏まえ、参加者の主体的な参加や行動変容につながる効果的なプログラムを企画・実施するとともに、その結果を検証し、今後の展開について提案することを求める。

【基本的な考え方】

（１）地域全体を「学びのキャンパス」と捉える

市内の企業、地域活動、自然、歴史、文化、人等を学びの資源として活用する。

（２）講義型の「学習」に限定しない

講義、対話、交流、企業訪問、地域活動、体験、実践等を組み合わせた学びを想定する。

（３）「学び」から「行動」につなげる

単に知識を得ることを目的とせず、地域への関心や誇り、地域とのつながり、新たな活動・仕事・事業等につながることを目指す。

（４）「講座をつくる」だけではなく「学びが生まれる環境」をつくる

単発の講演会や研修会の実施にとどまらず、人・地域・企業・活動等との出会いを通じて、参加者が自ら学び、対話し、地域との関わりを深める機会を創出すること。

（５）既存の地域資源を活用する

新たな学習プログラムを一から構築するだけでなく、地域自主組織、地域活動、企業、農林業、文化・伝統、地域の実践者等、既に雲南市内に存在する学びの資源を発掘・編集し、学びの場として活用すること。

（６）働く世代の参加を意識する

えすこユニバーシティの対象は、全世代になるが、本業務は、20代から50代程度の働く世代を主な対象の一つとし、平日夜間、休日、既存の活動との組み合わせ、オンラインによる学び等、参加しやすい方法についても試行・検証すること。

働く世代については、単に「参加者」として捉えるのではなく、地域の中で学びの場をつくる側、地域との接点を生み出す側としての可能性についても検証する。

(7) 今年度は小規模な実証とする

対象やプログラムを絞って実施し、参加者の反応や行動変化等を検証することで、次年度以降の事業展開につなげる。

【想定する対象者】

主な対象者は、20代から50代程度の現役世代・働く世代とする。

ただし、事業目的を達成する上で必要と認められる場合には、以下のような多様な主体の参加を組み合わせることを想定する。

- ・ 市内企業の経営者・後継者
- ・ 市内企業の従業員
- ・ 後継者・次世代リーダー
- ・ 地域活動に関心のある市民
- ・ 起業・副業等に関心を持つ人
- ・ UI ターン者
- ・ 関係人口
- ・ 地域の実践者
- ・ その他、受託者が必要と考える対象者

※具体的な対象者設定については、企画提案の中で提案できるものとする。

2. 本業務内容

(1) 「雲南らしい学び」の全体設計

「えすこユニバーシティ」の基本的な考え方を踏まえ、今年度の実証の全体設計を行う。

具体的には、

- ・ 何を学びの資源とするのか
- ・ どのような方法で学ぶのか
- ・ どのような地域との接点をつくるのか
- ・ 現役世代を対象として、どのような人と出会いたいのか、どのような体験をしてみたいのか
- ・ どのような変化を期待するのか
- ・ どのように効果を検証するのか

等を整理すること。

ただし、市が示す基本的な考え方を踏まえた上で、より効果的な実証方法については受託者から積極的に提案すること。

(2) 学びの場の実証プログラムの実施

地域の人、企業、地域自主組織、既存の活動、イベント等を学びの資源として活用し、

「知る → 出会う → 体験する → 対話する → 実践する」という学びの循環につながる場を複数の方法を組み合わせ、「雲南らしい学びの場」のあり方を実証する。

例えば、以下のような手法を想定するが、これに限定しない。

- ・ 地域の人・実践者を知る機会
- ・ 地域の現場を訪問するフィールドワーク
- ・ 地域課題・地域活動をテーマとした対話
- ・ 地域の企業や事業者との交流
- ・ 地域活動への参加・体験
- ・ 既存の地域活動への参加を学びとして位置付ける取組
- ・ 企業内研修等と地域での学びを組み合わせた取組
- ・ オンライン・動画等を活用した学び
- ・ その他、受託者が提案する方法

なお、単純な講座・講演会の開催を中心とするのではなく、参加者が「知る・出会う・体験する・対話する・実践する」機会となるよう工夫すること。

(3) 既存の地域活動等を活用した学びの場づくり

雲南市内で既に行われている地域活動、イベント、企業活動、地域自主組織等の取組について、これらを新たな「学びの場」として活用できる可能性を検証する。

(4) 企業・経営者等との関わり

本業務では、企業を単に協力者として捉えるのではなく、地域の学びの資源及び学びの担い手として捉える。

特に、経営者、後継者、従業員等については、以下の点を学びの機会として試行する。

- ・ 地域の現状や課題を知る
- ・ 地域で活動する人の声を聞く
- ・ 地域との関わりを考える
- ・ 自社の事業や人材育成との関係を考える
- ・ 地域の活動に参加・協働する

(5) 地域資源・先人の思想等の活用

雲南市の歴史、文化、自然、産業及び地域で活躍してきた先人の思想・実践等について、学びのコンテンツとして活用することができる。

特に、地域の先人が大切にしてきた考え方や実践を、現代の地域づくり、働き方、企業経営、地域との関係等を考えるための素材として活用することを想定する。

(6) 学びの担い手の発掘・ネットワーク化

今後、雲南市内の各地域で継続的に学びの場が生まれることを目指し、特定の事業者のみが学びの場をつくるのではなく、市内の様々な主体が、それぞれの場所や活動を生かして学びの場を生み出し、そこから新たな学びや関わりが生まれ、さらに別の場所へ広がっていく学びのエコシステムの環境を形成し、「学びの場のづくり手」が生まれていく可能性についても検証する。

なお、受託者が学びの場をつくるだけでなく、受託者と地域・企業・市民等と一緒に学びの場をつくり、その後、地域の中に担い手が広がる可能性を検証する。

(6) 効果検証

本業務では、特に「働く世代が実際に参加したくなる学びとは何か」を重要な検証テーマとする。

検証項目の例

- 雲南市への理解・関心
- 地域への愛着・誇り
- 地域企業への理解
- 地域の人との新たなつながり
- 地域活動への関心
- どのようなテーマに関心があるか
- 既存の地域活動との組み合わせ
- 自分自身の仕事・暮らしについて考える機会
- 新たな行動を起こす意向
- 実際の行動につながった事例
- 今後も学びの場に参加したいという意向
- 学びが生まれ続けるために、どんな機能が必要なのか

単に参加者数を増やすことを目的とするのではなく、「どのような条件があれば働く世代が地域で学ぶのか」を明らかにすることを重視する。

3 提案内容

(1) 雲南らしい新しい学びの場の今後のあり方に関する提案

実証事業の結果を踏まえ、今後の「えすこユニバーシティ」のあり方について提案する。

特に以下について整理する。

1. 目指す姿・コンセプト
2. 対象者
3. 学びの内容
4. 学びの方法
5. 地域・企業との連携方法
6. 継続的な参加を促す仕組み
7. 既存の市民活動・生涯学習等との関係

8. 市が実施する事業との連携
9. 学びが生まれ、つながり、広がるために必要な機能・関わり方の検討
10. 次年度以降の事業展開

(2) 学びのアーカイブ・情報発信に関する提案

本事業で実施したプログラムや、地域の人・企業・歴史・文化等に関する学びを、将来にわたり蓄積・活用するための方法について提案する。

例えば、

- 動画
- 写真
- インタビュー
- テキスト
- Web コンテンツ
- デジタルアーカイブ

等を想定する。

ただし、今年度で大規模な Web サイトや学習管理システムを構築することを必須とはしない。

(3) デジタル活用に関する提案

講座情報や参加申込み等については、既存の市のシステム等を活用することを基本とする。一方、将来的な「学びのプラットフォーム」の構築について、

- 講座・イベント情報の一元化
- コンテンツのアーカイブ
- 動画配信
- 参加者との継続的な関係づくり
- 学習履歴の管理
- デジタルバッジ等

の必要性や有効性について、実証結果を踏まえて提案するものとする。

なお、個人の学習履歴管理、デジタルバッジ等のシステム構築は、本業務における必須要件とはしない。

4 プロジェクト管理・遂行

4-1 プロジェクト計画書

受託者は契約締結後、本業務における目標、作業項目と役割分担、スケジュール、導入体

制及びプロジェクト管理方法等を記した「プロジェクト計画書」を作成し、提出すること。

4-2 会議の開催・記録

(1) 会議

移行・研修等、導入準備を行うための事前協議期間（概ね事業者採用後 1～2 ヶ月間）は、検討会議を密に行うこと。また、検討会議とは別に、導入期間全体を通して進捗報告会議を月 1 回以上のペースで行うこと。

(2) 議事録

検討会議及び進捗報告会議の記録は、会議終了後 5 営業日以内に作成し、提出すること。

4-3 各課との連絡調整支援

本業務を遂行するにあたり、雲南市の庁内各課に対して確認すべき事柄や説明すべき事柄が生じた場合は、必要な資料の作成、説明及びヒアリング等を行うこと。

5 納品・検収

5-1 導入業務

受託者は、以下の成果物を提出するものとする。

(1) 実証事業実施報告書

- 実施概要
- 参加者
- プログラム内容
- 実施状況
- 参加者の反応
- 効果検証結果
- 課題

(2) 実証プログラムの記録

- 写真
- 動画
- 参加者の声
- 対話・実践の記録等

(3) 効果検証報告

学びの場及び参加者の意識・行動等の変化に関する効果検証結果

(4) 「雲南らしい新しい学びの場」の今後の展開案

実証結果を踏まえ、次年度以降の事業展開について提案する。

(5) 学びのアーカイブ・プラットフォームに関する将来提案

今後必要となる情報発信・デジタル活用等について提案する。

(6) 納品媒体及び数量

紙媒体及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を各 2 部納品すること。

(7) 納品場所

雲南市政策企画部政策推進課

5-2 検収

(1) 完了報告

受託者は納品後雲南市の検査を受け、不備がないと認められた後に、完了報告書を提出すること。

(2) 検査の実施

雲南市は納入日から 14 日以内に納品物の検査を行う。

(3) 不備の解消及び再検査

前項の検査の結果、不備が認められた場合、受託者は速やかにそれを解消し、修正した成果物を再度納入すること。

6 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日まで

※実証プログラムについては、令和 8 年度中に実施するものとする。

7 その他

7-1 支払方法

(1) 契約金額

見積採用金額に消費税相当額を加えたものを契約額とする。

(2) 支払方法

雲南市は、請求があった日から 60 日以内に請求額を支払う。

7-2 貸与品

(1) 機器の設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。

(2) 貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないよう適切に管理しなければならない。

7-3 機密保護

(1) 個人情報及び秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

7-4 再委託

- (1) 本業務の委託契約部分に係る業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、予め書面による再委託に係る雲南市の承認を得る必要がある。
- (2) 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

7-5 瑕疵担保

本業務に係る成果物の引き渡し後、1年間以内に発見された瑕疵については、受託者がその改修につき責任を負うこと。

7-6 権利の帰属

受託者から雲南市に引き渡されたこの業務の対象となる成果物（システムを用いて製作されたページ等）について、所有権、著作権及びその他当該成果物を利用するために必要な一切の権利は、当該引き渡しの時点をもって全て雲南市に帰属する。

7-7 資料の作成

本業務に関する資料の作成にあたっては、雲南市と十分に協議を行い、専門用語等には解説を加えるなど職員にとって理解しやすい内容にするよう努めること。

7-8 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項で協議の必要がある場合は、受託者は雲南市と協議を行うこと。

また、構築にあたっては、雲南市の庁内ネットワーク管理部門等と十分協議を行うこと。

以上